



町から出る「燃えるごみ」

の量を10%削減!!

ごみ処理施設の広域化に対する取組みについて

現在、氷川町内で排出される「可燃ごみ」および「不燃ごみ」は、梶地区にある、八代生活環境事務組合クリーンセンターで処理されています。

「一般家庭系ごみ」は、町が委託している業者が指定された日に収集運搬をしています。

「事業系ごみ」は、営業などの事業活動によるもので、ごみステーションに出せないの、町が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託するか、事業所が直接クリーンセンターに持ち込むことになっています。処理量は、10kg当たり100円(税込)です。

ただし、建設工事などから出される工作物の新築・改築または除去によって生じた、がれき類・汚泥・木くず・廃プラスチック類・紙くず・繊維くず・ゴムくずなどは「産業廃棄物」扱いとなりますので、産廃処理業者に持ち込まないといけません。



▲クリーンセンター

20年目を迎える クリーンセンター

梶地区にある八代生活環境事務組合クリーンセンターは、現在2代目のごみ処理施設として、平成11年に供用開始してから、旧八代郡の6町村(千丁町・鏡町・竜北町・宮原町・東陽村・泉村)から排出される「ごみ」の共同処理がなされ、今年で20年目を迎えます。

朽化による焼却処理能力の低下などにより、平成22年7月に「ごみ非常事態宣言」を行い、新しいごみ処理施設の建設を計画し、平成30年7月に八代市内全域のごみを処理する施設として、「八代市環境センター(エコイトやつしろ)」を供用開始しました。

現在クリーンセンターは 氷川町のみで利用

一般廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に20年程度とされています。

廃棄物処理施設の場合、機能を維持できるのは5から10年程度とされているため、長寿命化を行う場合でも、その後の更新や廃止などの見込みについても検討が必要です。

最終処分場は あと5年程度利用可能

現在の最終処分場もクリーンセンターと同じく2代目で、平成18年2月に完成しました。

20年前の建設当時と比較する



▲最終処分場

と現在のごみの焼却処理能力は80%程度となつているものの、部品交換や修繕などにより、機能を維持していけば、今後氷川町のみ焼却残渣発生率13%などを埋め立てたとしても、まだまだ容量があります。

氷川町・八代市・八代生活環境事務組合では、クリーンセンターが稼働してから25年目の2023年頃まで最終処分場を利用できると考えています。

『ごみ減量化宣言』

国や県とともに八代市・ 氷川町循環型社会形成 推進協議会を設立

氷川町・八代市・八代生活環境事務組合の3者で、これまで35回におよぶ協議を進めていますが、その進捗として、環境省熊本県・八代市・氷川町・八代生活環境事務組合などから構成される「八代市・氷川町循環型社会形成推進協議会」を平成29年9月に設立しました。

これは、氷川町・八代市・八代生活環境事務組合の3者連名による、氷川町も含めたごみ処理対象地域とした新たな「八代市・氷川町循環型社会形成推進地域計画(2020年~2024年)」を策定し、クリーンセンターの廃炉および最終処分場の閉鎖後は、氷川町のごみを八代市環境センターで処理(事務委託)するとしています。

さらに、この協議会の設置期間

は、新たな地域計画が策定され、氷川町と八代市のごみ処理が八代市環境センターで開始されるまでとしています。

将来、氷川町の「ごみ」を 八代市環境センターで 処理するために

八代市において建設された環境センターは、八代市循環型社会形成推進地域計画(第2期)(2015~2019年)に沿った形で建設(1日当たりの処理量134トン、八代市のみ)されています。そのため、少なくとも平成31年度までは氷川町のごみを受け入れることはできません。

このことから、平成31年度に「八代市循環型社会形成推進地域計画(第2期)」が終了した後の平成32年度以降に、氷川町のごみの受け入れを進めるべく、新しい計画の

策定を目指しています。

なぜ「ごみ」の1割削減を 目指すのか

現状では、八代市と氷川町のごみの排出量を合わせると、八代市環境センターの処理量をはるかに上回っています。

平成22年7月の「ごみ非常事態宣言」から減量化に取り組んできた八代市の燃えるごみをさらに現状の5%、そして「氷川町」の燃えるごみを現状の10%削減を目指し、減量化の対策を進めていくことで、「ごみ処理の広域化」を確認し合つたところです。

そのためには「ごみの減量化」は、氷川町や住民にとって避けては通れない喫緊の課題です。



▲八代市環境センター「エコイトやつしろ」※写真は八代市提供